

## 預り金の処理について

20210707 版 JANPIA 作成

社会保険料や源泉徴収のような「預り金」を収支管理簿にどのように記載するかについてご質問いただけます。「実際の資金の動きに合致していて、かつ資金分配団体が合理的に説明できる内容であればよい。」というのがご回答ですが、「預り金はどう収支管理簿に記載すべきか具体例を示してほしい」とのお尋ねを頂いた場合に用意した内容を以下のとおりご案内します。

(年度末を念頭にした内容ですが、基本は年度を問わずに適用されます)

---

### 講師謝金を1万円支払うケース

仮に3月15日に講師として登壇していただき、3月30日に銀行振込で講師の口座に源泉徴収後の「謝金」8,979円を振り込んだとします。

源泉徴収した1,021円については「預り金」として翌年度の4月10日に納税するとします。

#### ■具体例1

支出：3月30日 8,979円 備考) 3月15日登壇○○氏講師謝金

支出：4月10日 1,021円 備考) 3月30日付○○氏講師謝金源泉徴収分預り金

→資金計画を立てる際には、予算を計上する年度が異なる点にご注意ください。

#### ■具体例2

支出：3月30日 10,000円 備考) 3月15日登壇○○氏講師謝金

収入：3月30日 1,021円 備考) 3月15日登壇○○氏講師謝金源泉徴収預り金

支出：4月10日 1,021円 備考) 3月15日登壇○○氏講師謝金源泉徴収預り金

→費用の二重計上を防ぐため、納付(4月10日支出)の記載時には、収支管理簿の目的区分を「一」としてください。

#### ■具体例3(法人口座を経由させる必要がある場合)

支出：3月30日 10,000円 備考) 3月15日登壇○○氏講師謝金。うち預り金1,021円。

→この方法を取った場合でも1,021円の納付記録は残していただく必要があります。

※預り金の納付にあたって以下ご留意ください。

請求に当たっては、税務署が発行した「領収済通知書」、正確には「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」の領収日付印が押印されたものが帳票として必要となります。可能であれば、納付する際には他事業等とは分けて休眠預金事業で納付し、備考欄に内容を記入してください。他事業と合算して振り込まれた際には、別途内訳を作成し合わせて提出が必要となります。

※「納期の特例」を受けていない事業所の場合、預かり金の納付期限は翌月 10 日となります。

納期の特例参照(国税庁ウェブサイト)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2505.htm>

なお、給与所得にかかる預り金の場合は「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」となります。

以上